

## 静岡県立大学附属臨床研究施設運営委員会細則

令和元年10月30日 細則第65号

### (設置)

第1条 静岡県立大学附属臨床研究施設(以下「臨床研究施設」という。)管理規程第3条の規定に基づき、臨床研究施設運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、ヒトを対象とした臨床研究及び教育を行う臨床研究施設の運営について、指導及び監督を行うとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研究施設の運営に関すること。
- (2) 医療法に基づく、臨床研究施設運営における医療安全対策の指針等策定に関すること。
- (3) その他、臨床研究施設の運営に必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 臨床研究施設管理者
- (2) 次の条件のいずれかを満たす教員であって、薬学部及び大学院薬学研究院から選出された2人、食品栄養科学部及び大学院食品栄養環境科学研究院から選出された2人、看護学部、大学院看護学研究科及び短期大学部から選出された1人
  - ア 医師の資格を有していること。
  - イ 臨床試験に対しての専門知識と経験を有していること。
  - ウ ヒトの生体試料を取り扱う研究教育等に従事していること。
- (3) 学識経験を有する者1人
- (4) 総務部長
- (5) 教育研究推進部長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、臨床研究施設管理者が併任する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は3分の1以上の委員から開催の要請があったとき、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議決を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、臨床研究施設の運営状況及び委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室が行う。

(附則)

この細則は、令和元年10月30日から施行する。